

宇治市墓地公園合葬式墓地使用に関する誓約書

年 月 日

宇治市長 宛て

| | | | |
|----------------------------------|----|---|---|
| 申請者 | 住所 | | |
| | 氏名 | | |
| 被埋蔵予定者 | | 計 | 名 |
| ※複数名の申請をされる際は枠内に申請分の氏名を記入してください。 | | | |

私は、次の項目について誓約します。

- 1 合葬式墓地の個別安置室及び合葬室へ立ち入ることができないことに異議ありません。
- 2 合葬式墓地内に埋蔵された焼骨は、返還できないことに異議ありません。
- 3 合葬式墓地に埋蔵できるのは焼骨のみであり、他の墓地等から改葬する際に土が混じた状態では埋蔵することはできないため、納骨袋は焼骨のみの状態にして埋蔵の手続きを行うことに異議ありません。
- 4 個別安置室の使用期間は、焼骨を個別安置室に安置した日から起算します。
- 5 個別安置室の使用期間を経過した焼骨は、使用者に通知することなく合葬室に埋蔵されることに異議ありません。
- 6 記名板の追加となる変更は使用者の生前中に限り申請することができ、その他の施設区分の変更はできない旨、了解しました。
- 7 個別安置室において焼骨を埋蔵する位置、記名板を設置する位置及び納骨袋は、市が指定することに異議ありません。
- 8 自己の焼骨の埋蔵を目的として生前予約をする場合は、自己の責任において死亡した後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じなければならない旨、了解しました。
- 9 合葬式墓地使用者以外の方が使用の取りやめをすることはできない旨、了解しました。
- 10 還付金は、合葬式墓地使用者以外の方に還付することができない旨、了解しました。
- 11 合葬式墓地の使用に関して、親族等から紛争等の問題が生じた場合は、必ず申請者が責任をもって解決します。
- 12 法令又は宇治市墓地公園条例、規則及びその他墓園管理者が定める諸規定を遵守します。